

## 欠席される委員からのご意見

（原田委員）

27日の部会を欠席させていただきますので、また、書き置きを残させていただきます。問題なければ、書き置きの中に指示させていただきましたように取り扱っていただけますとありがたく存じます。

### 淀川部会の皆さま

本日夕方より、和歌山県古座川へ出張調査に行きます。そのため、27日は欠席させていただきます。いっぱなしになり申し訳ありませんが、以下のことを書き送らせていただきます。

#### 3-2 利水

旧：利水量の限界を認識するとともに、

新：淀川からの利水は限界に達している。今後は、

（これは今本委員の提案を受けたものです。「ダムは原則的に採用しない」の文言と同様、委員の多くの共通認識かと思いますが、「どのような理由でこの判断をしたのか」について、述べられるようにしておく必要があると思います。そうできないなら、表現を弱める（例：もとにもどす）ことも考えるべきだと思います。「不確実性があっても、まず基本的立場をはっきりさせる」というスタイルもありますが、「不確実なものについてはいいきらない」というスタイルもありえると思います（琵琶湖部会の中間報告の基本スタイルは後者のようです）。なお、私は「限界に達している」という認識であり、根拠は、これ以上に水資源を開発することが自然環境に非常に大きな負荷をあたえる状況になっている、ことをあげたいと思います。）

#### （1）水需要管理

最後に以下を加える。

・環境への配慮の重視から求められる河川維持用水（環境用水）の増量は、水需要管理による既存利水の削減により生み出すべきである。

（利水WGの共通認識ではありましたが、倉田委員の発言にも関連しています）

#### （2）水質管理

最後に以下を加える（環境のほうでも述べるべき内容と考えます）・「川は薄めるもので

はない。すなわち、水質汚濁はもともと断つべきであり、汚濁された河川水を薄めることを目的とした寝屋川への導水や大川への維持流量の放流を不要とするための対策を実施する必要がある。

(紀平委員の発言を参考にしました)

### 3-3 利用

#### (2) そのほかの利用

##### 2) 漁業 の中に

「淀川へのアユの遡上が増加してきていることから、これらのアユを流域の河川への放流用に用いることを検討する。」を加える。

(紀平委員も同様のことをおっしゃっていました。これは、漁業振興だけでなく生態系の保全にも役立つものと考えます。)

### 3-4 生態系

#### (2) 生態系の保全

1) 生物・生態系の中の河川管理者から質問40がよせられた文の( )内の最後に「土砂の海域への供給」を加える。

(倉田委員の発言を参考にしました)

また河川管理者から質問41がよせられた文のあとに

「貯水池のオオクチバス個体群が河川への供給源となっている可能性について検討し、必要なら駆除を行う。」を加える。

(ため池干しの際に、多数のオオクチバスの稚魚が下流に逃げることをもとに考えました)

○ 次に、漁業権に関する河川管理者の質問(11)に対する私の回答案についてです。(事前にワーキンググループメンバーにお送りいただけますと幸いです)

渡辺委員より、「回答の第一項のような現状になった原因には、環境や社会状況の変化等により職業としての漁業が成り立たなくなったという現実もあり、その点についての配慮が必要ではないか」というご指摘をいただきました。このことは当然踏まえらるべきですので、第一項の最後に以下の文を加えさせていただきます。

「ただし開発や汚染、消費者の変化等により職業としての漁業が成り立たなくなったことが原因で、このような状況になった場合があることには配慮が必要である。」

ただし、そのために他の部分に記した現状認識が変わるものではありませんので、他については変更不要と考えています。

また「漁業権があったために川が守られたという面があるのではないか」ともご意見を

いただきました。これはそのとおりで漁業権がなかったら、川を守ろうとするための法的根拠も、力も弱くなったに違いありません。(この点については、浜本幸生監・著「海の『守人』論」(まな出版企画)や、熊本一規著「公共事業はどこが間違っているか? - 早分かり「入会権・漁業権・水利権」」(まな出版企画)が参考になりそうです(ただし後者を私はまだ手に入れられていません))。

一方で、現在の漁業権者が川を守る(管理する)のに十分な力や動機をもてなくなっている場合があることも事実であろうと思います。そのような状況にありながら、開発を認めるか認めないかの意思決定において漁業権者の意向ばかりが重視されるために、かえって川の開発を進めたのではないかという意見もあるわけです。

河川の漁業以外での利用がすすんでおりかつ求められていること、漁獲対象となっていない生き物や環境についても重視されてきていることなどから、漁業権者だけでなく他の利用者などにも、河川の管理への参画を条件に、何らかの形で権利を認めることも、可能性のひとつとして考えてよいのではないかと私は考えています。

なお、河川漁業や組合の現状は、個々の川(組合)ごとに多様であり、個々の事例には、そのことを踏まえたきめ細かい対応をする必要があると考えていることも申し添えます。たとえば、アユをとって生計の一部をささえておられる方がまだ多くおられる渡辺委員の上桂川漁協のような場所もあれば、そうでない場所もあるわけです。